

時事新報

山師必すし山師にあらす
山師とは危険な利を求る者の名にして其名の由
て来る所は山師ならん蓋し山師の業は大に利あるが
如くにして其利を自ら得ず且資本を要すること常に多く
して其中の多外、その利は即ち起業者の身の浮沈の
分目にして古来の経験に據れば中るものは十中の一二
お過ぎず遂に山師と危険と文字を異にして字義を同ふ
するの今日に至りしとならんのみ甚だ謂ふべきにあら
ずと雖も然りと雖も今の文明の眼を以て見れば山
師必ずしも山師ならざるものあるが如し其理由如何に
と云ふに礦業の本來學問上は事にてて文明の學術次第
に進歩すれば礦山の業も亦次第に進歩して面目を改む
可きは固より論を俟たず然るに我國古来の礦業は八カ
ン盡さざる非ず凡そ日本人の工風のみならず如何せん文
明の學術も乏しくして天物を空ふしたるもの甚だ多き
故に尙も學術の工風なる人々相當の資本を得て手
を下しよば必ず新に利益の源を開くことなる可し礦業
に第一の要は地質を察して礦脈を發見することあれど
も今日の事情に於ては必ずしも新に求むるの勞を要せ
ず古人が既に着手して中止したるものあり又採掘し了
りて老山廢山と稱するものに就き之を再興して恰も新
發見の實ある可しと言ふ者あり甚だ道理あるが如し礦
山は規模は千差萬別一様ならずと雖も之に着手して
中止するものは多くは礦物が発見せられたるに若し唯その
所費所得相償はざるが故のみ或は老山と稱するものに
ても實に礦物を盡したるに非ず中八九は坑内の出
水に妨げられて廢業したるもの多き故に坑内の出
水が涌を以て水を汲出すの外に手段なく時として木製
れポンプを用ふることあるも固より粗末なる品にて器械
と稱す可きはどのものならねば詰り水口の何十尺の
坑内に稼げば八方の及ぶ所に非ずして斷念したること
となれども今や礦山の上面より直立はポンプ(直立
井戸の如き穴)を掘下して蒸氣機關のポンプを用ふると
きは何百尺の底に到るも水は憂とするに足らず礦業上
の一大變動と云ふも可あり又礦業の所費所得相償ふと
償はざるとは礦質の良否に由ること固より云ふまでも
なきことと云ふも精煉法の巧を以て費用を減するの力
は實に非常なるものにして古人の業を、顧みざりし礦
物も今日の精煉法を以てして十分の利を得たるの事例
は甚だ少なからず例へば佐渡の礦山にて之を老山と
稱して殆んど鑛助視せられざるものが聞く所に據れば
去年來直立六百餘尺はポンプを下して礦脈を新にし
老山再興して少山に變ぜざり云ふ又藤田組の手に入
りたる奥州小坂は鑛脈は如きは採掘の勞少くして精
煉に巧を盡し毎年の所得は決して少くならざる可し又
小坂の近傍ある小真木の鑛脈は杉本正徳氏に擔當する
所にして其鑛質は小坂と大同小異所謂土質なるものに
て土砂中に鑛を含み採掘すれば其ま、化學的の鑛品を
以て鑛を分析す可し其報告に據れば小真木に着手した
るは明治十七年秋頃にして精煉所を設けて初めて鑛
を得たるは翌十八年二月と第一期とし夫れより本年の
今に至る迄二年半毎月の出銀百貫目より二百貫目の間
に在りて總計既に六十萬圓の鑛を得たりと云ふ所費所
得相償ふて大に餘りあるも然らざる此土質中鑛
分ありとのことは新發明に非ず古今の人の能く知る所

にして地方の土民等が之を掘り来りて幾分と取るに日
本古流れ手業と用れば一人終日の勞に報るに僅かに五
錢乃至十錢の利益のみにして左りと右り面白くすとして
捨られざるものが一朝にして西洋文明の精煉法に達し
礦業者と認めらるる何十萬圓の利を以てするとは冀北の
馬をして伯樂の眼に觸れしめたるものと云ふ可し又小
真木礦山の区内に白根金山あり是れは元と南部藩に管
轄にまて一時資金を得たるものと多し傳へ云ふ白根の
礦夫三千戸寺院二字ありしとて今日に唯古墳累累たる
のみなれども往時の盛衰は想見る可し然るに此金礦も
日本人の力のあらん限り掘り盡されたる處にて例の如
く水に妨げらるる如何とす可らず今は是れ切りて
斷念廢山に歸したるは凡そ百年前のみならずしが昨年
來小真木礦山中の資本を以て白根山上より直立の
ポンプと掘り下し今年既百二百尺の深さまで達したるに
其上邊百餘尺の間は採掘の痕、縦横無盡恰も蜂の巢の
如く土鼠の穴の如くなれども百尺以下は天然のせま、に
して礦脈整然たる新礦山を現はし尙を下りて三百尺に
達するも依然たる可しと云ふ明治の人民特に智力體力
を増したるに非ず百年前の南部人に伯仲たる可しと雖
ども僅に數年の辛苦、文明の學術を學び得て其鑛を
用れば新に利益を開き一身を盡して兼て國を利する
ものと決して難からず左れば方今天下商況の不景氣に富
豪は其資金の用法に苦しむの折柄、小心翼翼に新
礦の鑛山を吟味し微頭微尾學問上の主義に従て果て見
る所は、大膽に資本を投下するも亦積蓄の一法ある
可し我輩が危険を犯せんと云ふに非ず能くまでも用心
堅固と忠告するものなれども今は礦業は學術を根據に
するものなれば一概に之を山師の業として過るが如き
の亦取らざる所なり

官報

海軍省令第二十一號
海軍機關學校條例左ノ通定
明治二十年九月廿二日 海軍大臣伯爵西郷從道
海軍機關學校條例
第一條 海軍機關學校ハ機關師トナルヘキ機關手及機
關手トナルヘキ火夫ヲ練習シトナルヘキ機關ニ係ル學
術ヲ教授シテ機關師及機關手ヲ養成スルヲ以テ目
的トス○第二條 機關學校ハ機械師トシテ工業教授ノ
用ニ供ス○第三條 機關手練習生ハ年齢三十五歳以下
シテ左ノ諸項ニ適合シテ者タル可シ○第一 二等機關
手以上ノ者○第二 一行狀ニ等以上ノ者○第三 卒業ノ後
二等機關手ハ四箇年以上一等機關手ハ二箇年以上服役
スヘキ者○第四條 火夫練習生ハ年齢三十五歳以下
シテ左ノ諸項ニ適合シテ者タル可シ○第一 二等火夫以
上ノ者○第二 一行狀ニ等以上ノ者○第三 卒業ノ後二等
火夫ハ一箇年年以上一等火夫ハ一箇年以上服役スヘキ
者○第五條 第三條第三項第四條第三項ニ掲ケル年數
ニ至ラズ服役満期トナルヘキ者ハ入學ノ際再役ヲ誓約
スヘキモノトス○第六條 機關手及火夫練習生ハ人員
ハ其須要ニ從ヒ毎年度ニ定メテ試驗ノ上入學セシム但甲
種機關手適任證書及甲種若火夫卒業證書ヲ有スル者ハ
試驗ヲ要セス○第七條 機關手及火夫練習生ハ志願者
ヨリ召募ストモ後來機關師若クハ機關手トナスヘ
キ目途アル者ハ之ヲ撰拔シ入學ヲ命スルコトアル可シ
○第八條 入學志願者ハ其願書ニ履歷書ヲ添ヘ各所轄
長ニ提出シ所轄長ハ順序ヲ經テ之ヲ檢査實績守府ニ移ス
可シ○第九條 志願者ハ入學ヲ許可シ又ハ特ニ入學ヲ
命スルハ機宜實績守府司令官之ヲ專行ス○第十條
志願者所要ノ人種ニ超過スル者ハ左ノ順次ヲ以テ入
學セシム○第一 一等級ノ上ナル者○第二 甲種證書ヲ有
スル者○第三 乙種證書ヲ有スル者○第四 服役年數最
モ多キ者○第十一條 機關手練習生ノ入學試驗科目ハ

火夫練習生課程ニ依ル○第十二條 火夫練習生ノ入學
試驗科目ハ若火夫課程ニ依ル○第十三條 機關手及火
夫練習生ハ學校ニ置キ適宜之ヲ各部ニ別テ○第十四條
ハ二箇年トス而シテ其學期ハ一箇年トス火夫練習生ノ學
期ハ九月十日ニ終ルモノトス○第十五條 各練習生ノ數
程及試驗格例等ハ別ニ之ヲ定ム○第十六條 機關手練
習生卒業試驗ニ及第ノ者ハ機關師適任證書ヲ授與ス
○第十七條 火夫練習生卒業試驗ニ及第ノ者ハ機關
手適任證書ヲ授與ス○第十八條 機關手適任證書ハ甲
乙ノ二種ニ區別シ卒業試驗ノ成績ニ從ヒ之ヲ授與ス○
第十九條 練習生ニシテ左項中ノ一ニ該シテハ退校ヲ
命スル○第一 品行不良或ハ怠惰等ニシテ屬シテ懲罰ニ
命スル者○第二 禁錮以上ノ刑ニ該シテ者○第三 成績ノ
目途ナキ者○第二十條 校長ハ試驗成績表ヲ製シ之ニ
意見ヲ附シテ守府司令官ニ提出ス可シ○第二十一條
教授長ハ校長ヲ輔佐シ教授部長以下ヲ指揮シ學術教
授試驗ノ事ヲ監督シ校內ノ規則ヲ維持シ又校長事務故
ノ方法ヲ管理シ常ニ其得失ヲ考察シ意見アルトキハ
之ヲ校長ニ具申ス可シ○第二十二條 教授長ハ校長ノ
指揮ヲ受テ學術ノ教授ヲ掌リ試驗ヲ行フコトニ依リテ
ヲ製シ之ニ意見ヲ附シ教授部長ニ提出ス可シ○第二十三條
主計ハ本校經費收入金額ノ出納豫算決算需用物品ノ
買辦供給及庶務ヲ掌ル○第二十四條 本校ハ機關師兵
曹機關手及技工ヲ置キ之ヲ助教トシ教授長及教授ノ指
揮ヲ受テ學術ノ教授ニ從事シ且部長ハ屬下ノ部員ニ係
ル事務ヲ服セシム○第二十五條 本校ハ警吏看護手主厨
及信號水兵看護夫ヲ置キ各其主務ニ從事セシム又屬員
ヲ置キ校長ノ命スル事務ヲ服セシム
○通信省告示第百六十四號
上野國郡馬郡前橋郵便局電信局ヲ合併シ前橋郵便電
信局ト稱シ來月一ヨリ其事務ヲ取扱ハシム
明治二十年九月廿二日 通信大臣伯爵西郷從道
○通信省告示第百六十四號
併シ新潟郵便電信局ト稱シ同日ヨリ其事務ヲ取扱ハシ
ム
明治二十年九月廿二日 通信大臣伯爵西郷從道

今般本府ニ於テ海軍艦隊内教授十名募集候補者
ハ明治十八年海軍省乙種第一號達ニ據リ在籍寄留ノ別
ハナシ來月十五日迄東京府又ハ神奈川縣ヲ經テ出
頭ス可シ

生英國へ出發之節ハ遠歩ノ處態々御見送
被下辱辱略儀以新紙厚意ヲ謝ス
明治二十年 德大寺公弘

青木道孝君
商業上ノ都合ニ據リ清國福州
知友諸君ニ告グ
北原九十郎

廿四日土曜
本會月神
國大學講義室